

第 号
平成 27 年 8 月 31 日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。



自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	神縄 RZN185-0015301	自動車の種別	自乗
保険期間	自平成 27 年 10 月 10 日 24 か月 至平成 29 年 10 月 10 日 午前 12 時	使用の本拠の所在地	沖縄県
住所及び氏名	CAMP BUTLER FPO	保険料	¥12,890
異動事項		指定金融機関	
管轄店名及び所在地	あいおいニッセイ同和損保 本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿 1-28-1 お問い合わせ先 (携帯・PHS OK) 0120-395-101	保険料収納済印	

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス(<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>)



※内容を正確のうえ写等ではなくこの証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてください。
※この証明書に保険料収納済印のないものは無効です。

平成 22 年 4 月 1 日の保険法の施行および自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う自賠責保険における主な変更点をお知らせします。
■「自動車損害賠償責任保険普通保険約款」の約定について
平成 22 年 4 月 1 日以降締結された自動車損害賠償責任保険の約款の一部が改正されています。なお、平成 22 年 3 月 31 日以前締結された約款でも、平成 22 年 4 月 1 日以降締結された約款に基づいて取り扱います。

■時効の改正について
平成 22 年 4 月 1 日以降発生した自動車損害賠償責任保険の請求権の時効が 2 年から 3 年に改正されています。

■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要
自動車損害賠償責任保険は、交通事故により他人に損害を与えた場合に、被害者(被保険者)に賠償責任を負う場合に必要となる賠償額を補償するものです。自動車損害賠償責任保険は、自動車損害賠償責任を負う場合に必要となる賠償額を補償するものです。(人身事故に限りません)
※ 被害者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容
自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金をお支払いするために、国土交通大臣および内閣府大臣により「支払基準」が定められています。

損害による損害	損害の種類	支払限度額(被害者1名あたり)
後遺障害による損害	治療費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円
死亡による損害	葬儀費、送金利益、創葬料(本人および遺族)	最高3,000万円
死亡するまでの傷害による損害(傷害による損害の場合と同じ)	治療費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円

■事故時のご対応および保険金等のご請求
事故を起こしたときは、まず、付加人の範囲に努め、請求とともに必ず警察に届け出てください。また、被害者ご加害者、自賠責保険証明番号など事故のあらましを速報なく引受保険会社に届け出てください。
自賠責保険への請求は、引受保険(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求の届が、仮差金の届付があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの事項につきましては、引受保険会社にご相談ください。
(詳細はこちらをご覧ください)

平成 27 年 8 月 31 日
自動車損害賠償責任保険
保険料領収証

証明番号	第 DBUY56550 号
自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	神縄 RZN185-0015301
保険期間	自平成 27 年 10 月 10 日 24 か月 至平成 29 年 10 月 10 日 午前 12 時
保険料	¥12,890
管轄店名及び所在地	あいおいニッセイ同和損保 本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿 1-28-1 お問い合わせ先 (携帯・PHS OK) 0120-395-101

契約者
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
上記保険料を領収いたしました。



(140910T) (66-N12)